

令和6(2024)年度 東京大学大学院新領域創成科学研究科
大学院科目等履修生出願要項
(新規履修者・4月入学者 (S1S2 ターム) 用)

1. 出願資格

次の各号のいずれかに該当する者

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学士、修士、博士いずれかの学位を取得した者

2. 受入人員

複雑理工学専攻	若干名
メディカル情報生命専攻	若干名
環境システム学専攻	若干名
人間環境学専攻 (研究科共通科目を含む)	若干名

3. 出願期間

出願期間：令和6(2024)年1月25日(木)～令和6(2024)年2月6日(火) **17時まで**

4. 出願方法・提出書類等

(1) 出願方法

出願期間内に、下記(2)の書類等を受取フォルダにアップロードすること。

(一つのフォルダに提出書類をまとめ、フォルダ名は名前として、アップロードすること。)

【受取フォルダ】

<https://webfs.adm.u-tokyo.ac.jp/public/veIxgH1IWa8twfp5HVvZMbHbJwXo4eogX99Y0TFuwJzs>

(2) 提出書類等

- ①大学院科目等履修生入学願書 (本研究科所定様式)
- ②写真ファイル (種別は jpeg 形式、サイズ：縦 308 ピクセル×横 236 ピクセル、最大 1 MB まで、正面上半身脱帽無背景、3ヶ月以内に撮影したもの)
- ③大学院科目等履修生志望理由書 (本研究科所定様式)
※複数の専攻の科目を履修する場合、専攻ごとに作成すること
- ④科目履修申告書 (大学院科目等履修生用・新規用)
- ⑤出身大学 (学部) の卒業証明書のコピー
日本語又は英語以外で記載されている場合は和訳又は英訳を添付すること。
- ⑥検定料払込証明書 (C 票) のコピー
- ⑦在留カードの両面コピー (外国籍の者のみ)

※卒業証明書及び検定料払込証明書 (C 票) の原本は教務チームへ郵送すること。(2月6日必着)

5. 検定料

検定料：9,800円

支払方法：所定の検定料振込依頼書に必要事項を記入の上、最寄りの金融機関（郵便局は不可）から振り込むこと（ATM、インターネット等は利用しないこと）。振り込み手続き後、振込金受取書(B票)及び検定料払込証明書(C票)を受け取り、検定料払込証明書(C票)は教務チームへ提出すること。振込金受取書(B票)は出願者が保管すること。

6. 令和6(2024)年度S1S2ターム受講可能科目

別表のとおり。

なお、9.の期間において履修申請できる単位数は、①8単位以内、②16単位以内とする。

【参考】

講義日程（試験期間含）：

S1ターム 令和6(2024)年4月5日(金)～令和6(2024)年5月31日(金)

S2ターム 令和6(2024)年6月3日(月)～令和6(2024)年7月29日(月)

7. 選考方法

書類審査による。

8. 入学時期

令和6(2024)年4月1日（S1S2ターム ※授業開始は4月5日）

9. 在学期間

令和6(2024)年4月1日～令和6(2024)年9月30日

10. 入学許可及び入学手続き

選考の結果は、令和6(2024)年3月中旬頃に、本人宛にメールにて通知する。

入学を許可された者は、指定期日までに入学料及び授業料を納付の上、新領域教務チームにおいて所定の手続きを行うこと。

<令和6(2024)年度大学院科目等履修生授業料等（予定）>

① 入学料 28,200円

② 授業料 1単位につき 14,800円（授業料＝総単位数×14,800円）

※上記納付金額は予定額であり、入学時または在学中に学生納付金改定が行われた場合には、改定時から新たな納付金額が適用される。

11. 注意事項

(1) 提出された書類、および検定料は、いかなる事情があっても返還しない。

(2) 出願書類において虚偽の記載をした者は、入学後においても遡って入学を取り消すことがある。

- (3) 本研究科の大学院科目等履修生は、「S1S2 ターム」、「A1A2 ターム」及び通年に分けて、入学を受け付ける。
- (4) 本研究科で大学院科目等履修生の対象科目として承認された科目のみ、履修することができる。
- (5) 履修期間終了後、引き続き履修したい場合は、当該授業科目が開講される数ヶ月前の所定の時期に「科目履修申告書（大学院科目等履修生用・継続用）」を提出し、選考の結果、履修の許可を受けたときは、在学期間が延長される。この場合、入学料、検定料を支払う必要はないが、授業料は納入する必要がある。ただし、2年を超えて在学することはできない（令和6(2024)年4月入学者の最長在学期間は、令和8(2026)年3月31日まで）。2年を超える場合は、新規履修申請者として申請することになる。
- (6) 外国籍を有する者については、履修単位数の関係で、本研究科の科目等履修生では留学ビザを取得できないので留意すること。
- (7) 東京大学では、「外国為替及び外国貿易法（外為法）」に基づいて「東京大学安全保障輸出管理規則」を定めて、技術の提供及び貨物の輸出の観点から、学生の受入れ前及び在学中に、厳格な安全保障輸出管理を行っている。特に外国人留学生及び一部の日本人学生については、受入れ前の審査を必須としている。従って、外為法上規制されている事項に該当する場合は、たとえ選考により大学院科目等履修生として受入予定となっても、入学が許可できない場合があるので注意すること。
- (8) 本研究科は、出願に当たって知り得た出願者の氏名、住所その他の個人情報については、①出願処理、選考実施、②選考結果発表、③入学手続業務のために利用する。また、入学した者については、同個人情報を①教務関係（学籍管理等）、②学生支援関係（図書館の利用等）、③授業料徴収に関する業務のために利用する。

12. 送付・問合せ先

〒277-8561 千葉県柏市柏の葉 5-1-5

東京大学柏キャンパス 基盤棟1階 新領域創成科学研究科 教務チーム

電話：04-7136-4092

E-MAIL： k-kyomu[at]adm.k.u-tokyo.ac.jp *メールを送信する際は[at]を@に変換してください。